

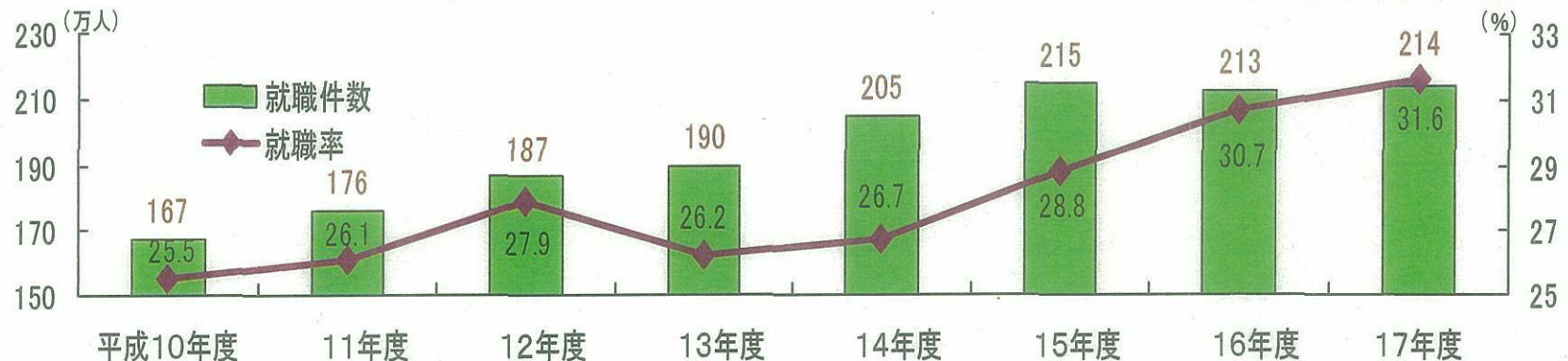
ハローワーク関係業務の平成18年度目標設定について

○ 地方計画策定項目について

労働局・安定所ごとに目標を設定し、PDCAサイクルによって管理する項目

1. ハローワークの就職率

平成16年度の実績は30.7%
平成17年度の目標は32%程度
平成17年度の実績は31.6% → 平成18年度は32%以上を目標に

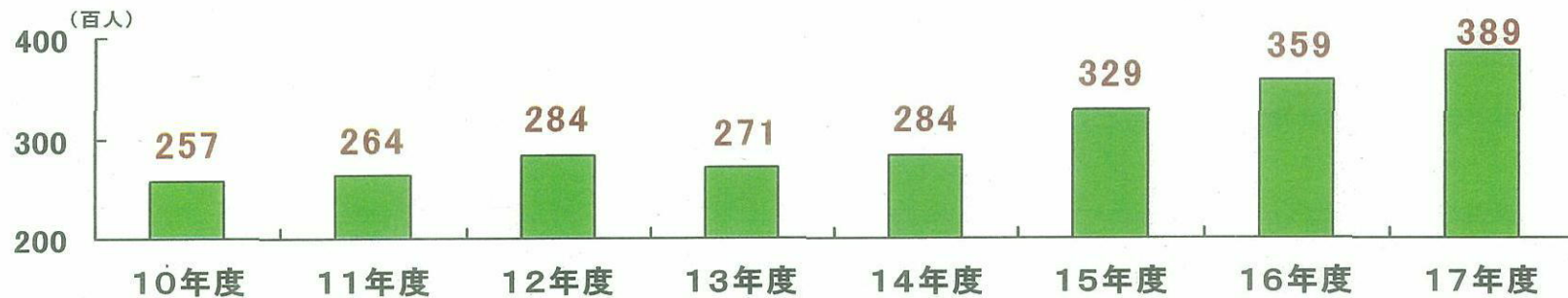


2. 雇用保険受給資格者のうち早期再就職者の割合

雇用保険の受給期間を2/3以上残して就職する者の割合
平成16年度の実績 13.6%
平成17年度の目標 15%
平成17年度の実績 14.0% → 平成18年度は16%を目標に

3. 障害者の就職件数

平成16年度の実績 35,871人（前年度比伸び率 +9.1%）
平成17年度の目標 対前年度伸び率と同水準の伸び率（9.1%）以上
平成17年度の実績 38,882人（前年度比伸び率 +8.4%）
→ 平成18年度の目標 平成17年度の実績と比較して2,500件の増加を目指す。
（就職件数 41,382人に相当）



4. フリーターの常用雇用者数（新規）

フリーターの常用雇用者数の実績 12.2万人（※）
※ フリーター20万人常用雇用化プラン（計画期間：平成17年5月～平成18年4月）のうち、ハローワークによる常用就職支援事業の実績。
→ 平成18年度の目標 12.7万人（※※）
※※ フリーター25万人の常用雇用化を目標としており、そのうちのハローワークによる常用就職支援事業の目標。

○ その他の目標設定項目について

1. 就職支援ナビゲーターによるプログラム開始件数及び就職率

平成17年度の目標	プログラム開始件数	70,000件	就職率	70.0%
平成17年度の実績	プログラム開始件数	83,107件	就職率	72.8%
→ 平成18年度の目標	プログラム開始件数	80,000件	就職率	72.0%

※ 早期再就職の緊要度が高い求職者に対し、個々人ごとのきめ細かな就職支援を実施する専任の支援員（就職支援ナビゲーター）をハローワークに配置（全国 700人）

2. 再就職プランナーによる就職実現プラン作成件数及び就職率

平成17年度の目標	就職実現プラン作成件数	120,000件	就職率	50.0%
平成17年度の実績	就職実現プラン作成件数	135,940件	就職率	58.8%
→ 平成18年度の目標	就職実現プラン作成件数	120,000件	就職率	58.0%

※ 会社都合による離職者等であって家計の担い手である求職者に対し、再就職に向けた求職活動計画（就職実現プラン）を個人毎に作成し、これに基づき個別総合的な相談援助を実施。（全国 430人）

3. 新規高卒者の内定率

平成17年度の実績	95.8%（前年同期比+1.7ポイント）	（平成18年3月末時点）
→ 平成18年度の目標	平成17年度以上の確保を目指す。	

4. 若年者・中高年齢者・障害者トライアル開始者数、常用雇用移行率

○ 若年者トライアル雇用の開始者数及び常用雇用移行率

若年失業者（35歳未満）を3か月の「試行雇用」として受け入れる事業主に対し、1人月額5万円を支給する支援を実施。

平成17年度の目標	開始者数	60,000人	常用雇用移行率	80.0%
平成17年度の実績	開始者数	50,722人	常用雇用移行率	80.0%
→ 平成18年度の目標	開始者数	66,000人	常用雇用移行率	80.0%

○ 中高年齢者トライアル雇用の開始者数及び常用雇用移行率

中高年齢者を3か月の「試行雇用」として受け入れる事業主に対し、1人月額5万円を支給する支援を実施。

平成17年度の目標	開始者数	20,000人	常用雇用移行率	75.0%
平成17年度の実績	開始者数	4,068人	常用雇用移行率	73.5%
→ 平成18年度の目標	開始者数	5,600人	常用雇用移行率	75.0%

○ 障害者トライアル雇用の開始者数及び常用雇用移行率

障害者を3か月の「試行雇用」として受け入れる事業主に対し、1人月額5万円を支給する支援を実施。

平成17年度の目標	開始者数	6,000人	常用雇用移行率	80.0%
平成17年度の実績	開始者数	5,954人	常用雇用移行率	82.0%
→ 平成18年度の目標	開始者数	6,000人	常用雇用移行率	80.0%

5. ハローワークにおける年齢不問求人の割合

平成17年度の目標 前年度(28.0%)よりも高い割合とする。
平成17年度の実績 39.5%
→ 平成18年度の目標 平成17年度実績を上回ることを目指す。

平成19年度までに50%を目指す。

※ ハローワーク等において、募集・採用時の年齢制限の緩和について事業主指導等を行うとともに、改正高年齢者雇用安定法により、上限年齢を定める場合にはその理由を示さなければならないこととしている。

6. 全ての未充足求人に対するフォローアップの実施

平成17年度の目標 受理後3週間応募のない求人の全てについてフォローアップを行う。
平成17年度の実績 未充足求人のフォローアップ件数 1,330,064件(83.7%)
→ 平成18年度の目標 受理後3週間応募のない求人の全てについてフォローアップを行う。

※ 受理後3週間を経過しても紹介のない全ての求人について、未充足となっている理由や充足のための取組について説明を行うなどのフォローアップを実施。

7. 雇用形態が正規労働者(正社員)である求人の充足率(新規)

平成17年度の実績 23.2%
→ 平成18年度の目標 平成17年度以上の割合の確保

8. 300人以上規模企業のうち、65歳以上の高年齢雇用確保措置を講じている企業の割合（新規）

平成17年度の実績 39.6%（18年1月1日時点）

平成18年5月19日時点の実績 41.3%

→ 平成18年度の目標 平成19年4月1日時点で45%を目指す。

※ 改正高年齢者雇用安定法により、平成18年4月1日から、高年齢者について少なくとも年金支給開始年齢まで(注)の定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置(高年齢者雇用確保措置)を講ずることが各事業主に義務づけられたところである。

(注)本年4月1日からは62歳まで。この年齢は段階的に引き上げられ、65歳までの高年齢者雇用確保措置については、平成25年4月1日より義務化されることとなる。

9. 障害者雇用率達成企業の割合（新規）

平成17年の実績 42.1%（前年比 +0.4ポイント）

→ 平成18年の目標 平成17年実績（42.1%）以上を目指す。

平成20年までに50%を超えることを目指す。

※ 障害者雇用率達成企業の割合については、障害者雇用状況報告による。（各年6月1日現在の実績）